平成２７年（フ）第２４８号
熊本県宇城市松橋町松橋1621番地１　グループホームまごころ、前住所熊本県宇城市松橋町久具2264番地２
債務者　井上　啓治
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４９号
熊本市東区長嶺南８丁目４番８―101号　田口ハイツ１Ｆ、前住所熊本県上益城郡益城町大字惣領1079番地
債務者　三池　和代（旧姓岩本）
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５４号
熊本市北区清水万石５丁目７番８号　カームハイツ201
債務者　鞭馬　明美
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６１号
熊本市南区南高江４丁目１番19―97号
債務者　緒方由美子（旧姓嶽本）
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３７号
熊本市西区池上町2239番地36
債務者　原　　諭
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６号
熊本市南区近見８丁目12番22―207号
債務者　吉永　**徳**一
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
山口市今井町３番８号　ハイツ山本Ａ102号、前住所山口市湯田温泉６丁目７番14号
債務者　赤名まゆみ
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
名古屋市西区又穂町４丁目30番地　中村荘２Ｆ、従前の住所名古屋市西区又穂町４丁目29番地
債務者　鈴木　善博
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４２号
名古屋市北区萩野通２丁目17番地の１　フォレスト萩野通４Ｃ号
債務者　山田　梅治
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
熊本県八代市黄金町３番地４　３Ｃ
債務者　岩村　和明
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月12日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１９５号
静岡県浜松市東区天王町1188番地の１　スカイキングⅠ―203
債務者　鈴木　　恵（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９５１号
東京都江東区北砂５丁目10番10号　コムフォート１―101
債務者　クエンカ　エリー　ジョ　ヘラルド
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９３号
東京都大田区仲六郷４丁目32―23
債務者　小杉加代子
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０２２号
東京都北区滝野川５丁目48―３―211
債務者　小林真奈美
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０２６号
東京都豊島区長崎４丁目12―３
債務者　庄野　武志
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部